

# 現在の本願寺派の混乱は 勧学寮の不信心体質に原因がある

相愛大学名誉教授・本願寺派司教 紅椽英頭

現在の浄土真宗本願寺派の混乱は、2023年1月16日の「御正忌報恩講法要」ご満座に引き続いて示された、「新しい『領解文』（浄土真宗のみ教えについての消息）」（以下「新・領解文」）により始まった。

すでに多くの関係者から、この新・領解文の内容については疑問の声が上がっているが、私もその一人であ

る。どう見ても浄土真宗の教義に反している部分が多い。しかしながら、本稿ではその新・領解文の具体的な内容には踏み込まない。問題は、なぜこのようなものが、本願寺派の公式な文書として発表されてしまったかである。

多くの関係者は、教団の行政(事務)担当者である総長や総務に責任があ

るとしているようだが、これに私は反対なのである。私はこのたびの混乱の一番の責任は、信心教義の責任機関である「勧学寮」にあると思っている。

浄土真宗本願寺派宗法にはこの勧学寮について、「宗意安心に関する門主諮問に答申し、及び教義に関する重要事項を審議するため勧学寮を

置く」と書かれている。つまり、本願寺派として教義に関係する文書などを発表する際に、その内容について審議する機関ということであり、まさに今回の新・領解文も、この勧学寮を通じて発表されているものである。

一般の読者向けに説明すれば、この勧学寮は、龍谷大学をはじめとする宗門大学の教員など、「浄土真宗の教義に詳しい」とされる、「勧学」の称号を持つ本願寺派僧侶5人によって構成されている。再び宗法を参照すれば、勧学寮の「職務権限」として、「消息の発布について同意する」とある。消息とは、本山・西本願寺の住職でもある門主の発布する文書のことを指す。新・領解文もまた大谷淳門主のご消息であり、勧学寮の同意がなければ発布できないものなのだ。従って新・領解文は、

勧学寮として「教義的に正しい」とのお墨付きが出ている文書ということになる。

これについて勧学寮メンバーのなかに、「自分は同意しなかった」と後になって言い出している人もいたとのことであるが、そういう発言をすること自体、理解に苦しむ。

## 信心正因、称名報恩

なぜ勧学寮は、このような機能不全に陥っているのか。それは本願寺派の教義の研究者を輩出する代表的な機関である龍谷大学の、ここ数十年の体質に問題があると、私は考えている。

左翼・学生運動が盛んだった1973年、「教団改革をすすめる会」による「教団改革への発言」という名称で、当時の一部龍谷大学教授た

ちを中心に、教団改革運動が始められた。私は「改革」ということには異論はないが、彼らの主張する「信心正因 称名報恩」義反対論」には同意できなかった。

「信心正因 称名報恩」義、すなわち「阿弥陀如来への信心があれば助かり、念仏はその助けて下さる阿弥陀如来への感謝(報恩)である」とする考え方は、1941年以来、浄土真宗本願寺派の宗制教義に定められているものである。

また、『正信偈』には「憶念弥陀仏本願自然即時入必定 唯能常称如来号 応報大悲弘誓恩」とあり、「親鸞聖人御消息」には「わが身の身の往生一定とおぼしめさんひとは、仏の御恩をおぼしめさんに、御報恩のために御念仏ころにまよは入れひるまれとおぼしめすべしとぞ、お

「ぼえ候ふ」ともあるから、「信心正因 称名報恩」義が親鸞聖人の正義であることは明らかである。それで私は、そうした改革論に反対する意見を述べてきた。

最初に書いた論文は、「親鸞における疑蓋无雑について」(『印度学仏教学研究』26の1、1977年12月)であった。これは改革派教授らが、「凡夫は生涯本願を疑う心がなくならない。無明について痴無明・疑無明と分別するのが間違い」と述べていたことに反対したものである。これには改革派からの反論があったのだが、「疑蓋无雑」(阿弥陀仏の救いを疑いなく信じること)の心を強調することを、「一念覚知」(信心を得た日時などを詳しく記憶しておく必要があるという理解)の異義になるという意味のことを述べていた。これは最近の勸学寮メンバーの主張にも見られること

であり、注意すべき問題である。

次に書いたものが「宗祖における信心と念仏」(『龍谷教学』13、1978年6月)と、「宗祖における信心と念仏(二)」(『龍谷教学』15、1980年6月)である。この論文では、改革派教授らは信心未決定であるために信前信後の念仏の違いがわからず、よって親鸞聖人の念仏についての独自の釈題である信前の自力念仏(報恩の思いのない、十九願の要門念仏、二十願の真門念仏)と、報恩の思いを伴っている十八願の他力の違いもわからず、報恩念仏を否定し、自力念仏の策励をしているのだろうと述べたものである。

このほか種々機会はあったが、「信心正因 称名報恩」義は正しい教えであるということを、私はずっと唱えてきた。

この龍谷大学改革派教授らの「信

心正因 称名報恩」義批判は、浄土真宗本願寺派の宗門レベルの問題となり、宗会でも取りあげられた。1980年1月の定期宗会で、議員の紹介により有志の本願寺派住職4人による「宗意安心をめぐる異説の、慎重且つ早急な善処を要望する」という主旨の「建白書」が宗会議長に提出され、全議員の賛成により採決されたのである。

そして、これに対する勸学寮(当時の寮頭)の回答は、以下のようなものであった。

〈昨年二月二十六日付をもってご照会のあったA氏(龍谷大教授、原文では実名)の件については、同年九月十二日付文書をもって同氏の著述論文の中から、疑義ありと思考される主要な文を挙げて中間報告をいたしました。……疑義の諸点について種々話しあつて同氏の真意を確かめたこと

る同氏は真宗教学についての自己の立場を弁明すると共に、その論考と表現が充分でなかった点を反省して、今後は自戒する旨を述べ、別紙の文書を勸学寮に提出してまいりました。……現段階においては、同氏が異義を主張しているものと断定することを保留し、今後の同氏の教学活動を見守ることにしたい所存である。〉(『中外日報』1981年3月17日付より)

〈昨年九月十一日付の文書を以て御照会のありましたB氏(龍谷大教授、原文では実名)の件については、本年七月八日付の文書を以て同氏の諸論文の中から疑念ありと思考される部分を挙げて中間報告を致しました。……当寮としては、同氏の意図するところをくみとって、今の時点では疑義ありと断定することを保留し、

今後の同氏の教学活動を見守ることにしたいと考えるものであります。〉(『中外日報』1981年10月16日付より)

ちなみに、この時点における前勸学寮頭だった大原性実氏(龍谷大教授)についてB氏は、大原氏の自宅に呼び出されて、「道を間違えている以上、自分は勸学寮頭として君たちをさばかねばならない」と言われたと書き残しており、その大原氏の言葉に対して、「申しわけありませんと言葉さえ発することができず、ただ黙しておいとまをこうた」と記している(『宗教』12月特大号、教育新潮社、1979年)。

## 動かぬ勸学寮

ところが、この後しばらくしてA・B両氏はともに本願寺派の基幹運動本部員になり、特にA氏は1995年4月、本願寺派の監正局(僧侶の



龍谷大学の一部教授らによる教団改革論には問題点が多々あった

非違行為を裁く教団の司法機関)のトップにまでなった。

このときA氏は、「かつて私は異安心として教団に睨まれたが、その私が監正局長に…。これは教団が変わったのか、私が変わったのかとユーモアたっぷりA氏(原文では美名節を披露し、会場を沸かせた)『中外日報』1995年5月11日より)などと語っていたという。

このような状況のなかで私は2000年ごろ、勸学会(勸学司教の会)でA・B両氏らの「信心正因 称名報恩」義批判問題について、何か発言をする必要があるのではないかと意見を述べた。ところが多くのメンバーは、「そんなことは君一人で、個人でやればいい」と、激しく反発した。

私は当時の勸学寮頭にも意見を求めたが、寮頭はやや興奮気味に語気何の教諭もしなかったと思われる。それならば勸学寮は、浄土真宗本願寺派の宗制宗法順守義務放棄ということになるのではないか。

その後、A氏も逝去したが、B氏と同じく生涯、「信心正因 称名報恩」義批判を改めることはなかった。そして、彼らの影響力はむしろ教団内で非常に強まり、前述したようにA氏は監正局長といった教団の要職にまで就き、その影響を受けた人々は今の本願寺派内で非常に多くなっている。それは勸学寮も例外ではなく、だからこそ新・領解文のような文書が通ってしまうような組織になっているのではないか。

また、私が非常に気になるのは、A氏がその最晩年の著作のなかで、『教団改革にあつては従来の宗学を批判している等』の内容の建白書を寺院住職から宗会議長に提出され、

を荒くし、「それはご門主様が何もおっしゃらないのであるから、われわれが何も言う権利はない」と言った。私はこれ以上、何を言っても無駄だと思つた。

繰り返しように、「信心正因 称名報恩」義は宗制教義に定められている事項である。勸学寮は、この教えを守る義務があるとも思う。そして、龍谷大の改革派教授らについては、「異義を主張しているものと断定することを保留し、今後の教学活動を見守る」ということであつたはずであるが、実際には何もなされなかつたのが実情だつた。

## 改革派の影響拡大

ところで2012年4月1日施行の宗法で、「勸学寮は、宗制に定める教義に相異なる義を主張した者に

宗会全員賛成により裁決。最終的には一九八一(昭和56)年3月の定期宗会における勸学寮回答もつて決着」といったことを書いている問題である。

前述したように、そのときの勸学寮回答は、「A・B両氏の主張について、現段階においては異義(疑義)を主張していると断定することを保留し、今後の教学活動を見守ることにしたい」という主旨のものであつた。「決着」などはついていないはずである。まったくもって理解しがたい話である。

現代人にいかにして教えを伝えていくのかという問題は、本願寺派のみならず、多くの伝統仏教教団でいぶん以前から語られてきたことであり、またとても大事な話でもある。新・領解文も、そういう問題意識のなかから出てきた文書ではあるのだ

対し、教諭する」という定めが新たに加えられた。私はすぐに総局と勸学寮に、「信心正因 称名報恩」義に反対するA・B両氏を教諭するよう依頼した。

このとき、B氏はすでに逝去していたという事情があつたが、A氏についても何もなされることはなく、さらに監正局にもこの問題について訴えたが、動きは鈍かつた。監正局から私に返事が来たのは2014年10月3日のことで、その文書の全文は以下の通りである。

〈申告書返戻のこと 先般、貴台より申告のありました件につきまして、平成26年9月26日、嫌疑者死亡につき、当該事務処理を中止いたしましたので、該申告書を返戻いたします。以上〉

勸学寮や総局からは、何の連絡もなかつた。恐らく勸学寮は、A氏に

しかし私は、「自信教人信」と言うように、浄土真宗のお流れをいただく者であるのなら、まずは自身自身が親鸞聖人の教えを正しいたたくことが大事であると思う。近年の勸学寮は、「宗意安心に関する門主諮問に答申し、及び教義に関する重要事項を審議するため」の機関でありながら、この点が実に曖昧・杜撰になつていたところが、このたびの混乱を引き起こしてしまつた一番の原因であろうと思う。合掌

問

こつばいえいけん◎1941年、大分県生まれ。本願寺派司教。龍谷大学大学院博士課程真宗学位取得。本願寺派伝道院研究員、相愛女子短期大学教授、相愛大学教授などを歴任。著書に『親鸞聖人はどんな教えを説いたのか? 浄土真宗の開祖・親鸞入門』(22世紀アート)、『親鸞聖人の念仏論』(永田文昌堂)など。